

令和8年度「国民健康保険税」のご案内

駒ヶ根市役所 総務部 税務課

日頃から、市税等の納付につきまして、格別なご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、「令和8年度国民健康保険税の納税通知書」を送付しますので、内容をご確認いただき納期限内に納入してください。なお、今年度は国の制度改正を受け、限度額と減額の対象となる所得基準の見直しが行われました。

また、新たに「子ども・子育て支援金制度」という、全ての健康保険で保険料と合わせて「子ども・子育て支援政策」の財源の一部を集める制度が始まり、国保でも「子ども・子育て支援分(子ども分)」として徴収が始まります。

★ 納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は、世帯主です。世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合でも、同一世帯内に国民健康保険の被保険者がいるときは、世帯主が納めなければなりません。

ただし、被保険者でない世帯主の所得金額は保険税額の計算には算入されません。

★ 税額の計算

保険税は、被保険者の所得、人数を基に計算します。(裏面の計算方法をご覧ください。)

年度の途中で国民健康保険に加入・脱退した場合は月割で課税されます。

★ あん分率

令和8年度	所得割	均等割	平等割
医療給付費分(75歳未満の人)	6.69%	20,200円	21,300円
後期高齢者支援金分(75歳未満の人)	2.79%	8,800円	7,700円
介護納付金分(40歳～65歳未満の人)	2.27%	8,700円	7,200円
子ども・子育て支援分(75歳未満の人)※	0.26%	1,039円	979円

※子ども・子育て支援分は18歳未満の方の均等割が全額免除されます。

★ 課税限度額 (課税される税額の上限度額: 113万円) ※下線部が今年度からの変更点

医療給付費分67万円、後期高齢者支援金分26万円、介護納付金分17万円、子ども・子育て支援分3万円です。

★ 低所得世帯に対する税の軽減

所得金額が一定額以下の世帯については、税の軽減措置があります。

★ 非自発的失業者に対する税の軽減(65歳未満の方)

倒産・解雇・雇い止めなどの非自発的な事由により離職され、失業給付を受け軽減申請をした人については、税の軽減措置があります。

★ 小学校入学前の子どもの軽減措置(申請は不要です)

小学校入学前の子どもの保険税の均等割額が5割軽減されます。

★ 産前産後期間の軽減

出産される被保険者の方の産前産後期間における所得割額と均等割額を軽減します。詳細は市ホームページなどでご確認ください。

★ 加入・脱退の手続き

国民健康保険の加入・脱退の手続きは、退職や会社の健康保険に加入した日から14日以内に市民課または中沢支所、東伊那支所の各窓口で行ってください。

★ 旧被扶養者の減免(減免申請が必要です)

会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することによって、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった65歳以上75歳未満の方(旧被扶養者)は、国民健康保険税のうち所得割額が免除されます。また、最長2年間は、均等割額が半額になります。旧被扶養者のみの世帯については、平等割額も半額になります。

★ 令和8年度 駒ヶ根市国民健康保険税額の計算方法 ★

	〔あん分率〕	〔算出税額〕		
医療給付費分(医療分)	〔所得割〕 (総所得金額等①-控除額②) ①被保険者の令和7年中の所得金額等 ②基礎控除……43万円	× 6.69% =	〔所得割額〕	A(7割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円+10万円×(給与所得者等※1の数-1)以下の世帯 [均等割]・被保険者数×14,140円 [平等割]・一世帯当たり14,910円(※3) それぞれ減額されます。 B(5割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、 43万円+31万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 [均等割]・被保険者数×10,100円 [平等割]・一世帯当たり10,650円(※3) それぞれ減額されます。 C(2割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、上記B(5割軽減)に該当しない世帯で 43万円+57万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 [均等割]・被保険者数×4,040円 [平等割]・一世帯当たり4,260円(※3) それぞれ減額されます。
	〔均等割〕	×	〔均等割額〕	
	〔平等割〕	×	〔平等割額〕	
後期高齢者支援金分(後期分)	〔所得割〕 (総所得金額等①-控除額②) ①被保険者の令和7年中の所得金額等 ②基礎控除……43万円	× 2.79% =	〔所得割額〕	A(7割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円+10万円×(給与所得者等※1の数-1)以下の世帯 [均等割]・被保険者数×6,160円 [平等割]・一世帯当たり5,390円(※3) それぞれ減額されます。 B(5割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、 43万円+31万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 [均等割]・被保険者数×4,400円 [平等割]・一世帯当たり3,850円(※3) それぞれ減額されます。 C(2割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、上記B(5割軽減)に該当しない世帯で 43万円+57万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 [均等割]・被保険者数×1,760円 [平等割]・一世帯当たり1,540円(※3) それぞれ減額されます。
	〔均等割〕	×	〔均等割額〕	
	〔平等割〕	×	〔平等割額〕	
介護納付金分(介護分)	〔所得割〕 (総所得金額等①-控除額②) ①被保険者の令和7年中の所得金額等 ②基礎控除……43万円	× 2.27% =	〔所得割額〕	A(7割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円+10万円×(給与所得者等※1の数-1)以下の世帯 [均等割]・被保険者数×6,090円 [平等割]・一世帯当たり5,040円 それぞれ減額されます。 B(5割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、 43万円+31万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 [均等割]・被保険者数×4,350円 [平等割]・一世帯当たり3,600円 それぞれ減額されます。 C(2割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、上記B(5割軽減)に該当しない世帯で 43万円+57万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 [均等割]・被保険者数×1,740円 [平等割]・一世帯当たり1,440円 それぞれ減額されます。
	〔均等割〕	×	〔均等割額〕	
	〔平等割〕	×	〔平等割額〕	
●介護納付金分は、40歳以上65歳未満の被保険者の所得、人数を基礎に算出されます。				
子ども子育て分(子ども分)	〔所得割〕 (総所得金額等①-控除額②) ①被保険者の令和7年中の所得金額等 ②基礎控除……43万円	× 0.26% =	〔所得割額〕	A(7割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円+10万円×(給与所得者等※1の数-1)以下の世帯 [均等割]・18歳以上被保険者数×728円 [平等割]・一世帯当たり686円(※3) それぞれ減額されます。 B(5割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、 43万円+31万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 [均等割]・18歳以上被保険者数×520円 [平等割]・一世帯当たり490円(※3) それぞれ減額されます。 C(2割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、上記B(5割軽減)に該当しない世帯で 43万円+57万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 [均等割]・18歳以上被保険者数×208円 [平等割]・一世帯当たり196円(※3) それぞれ減額されます。
	〔均等割〕	×	〔均等割額〕	
	〔平等割〕	×	〔平等割額〕	
●子ども・子育て分は、18歳未満の方は均等割が全額免除されます				

〔医療分67の万円税額〕

〔後期分26の万円税額〕

〔介護納付金分17の万円税額〕

〔子ども子育て3の万円税額〕

医療分と後期分、介護分、子ども分の年税額の合計

★普通徴収の年税額の納期数は、6月～翌年3月の10期です。

★納期数で割った各納期の額の1,000円未満の端数は、初回の納期月に合算されます。

(※1) 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者
 (※2) 軽減税額の適用を受けるのは、〔均等割額〕と〔平等割額〕のみです。
 (※3) 後期高齢者医療制度に移行する人がいることにより、国保被保険者が一人の世帯となる人は、保険税の〔平等割額〕が5年間半額に、6年目から8年目は3/4になります。